

### 【合併協議 経過】

- 6 市町村任意合併協議会の解散を受け、
- 平成 16 年 1 月 26 日 名寄市長より、風連町長、下川町長に対し、合併協議を呼びかけ、
- 2 月 12 日 名寄市より 11 項目にわたる「風連町・下川町・名寄市合併協議方針案」提示
- 3 月 4 日 風連町長・名寄市長会談（風連町議会特別委員会基本原則 6 項目及び名寄市提案 11 項目を軸に検討委員会設置を合意）
- 3 月 10 日 第 1 回風連町・名寄市合併検討委員会
- 15 日 第 2 回風連町・名寄市合併検討委員会
- 20 日 第 3 回風連町・名寄市合併検討委員会（合併協議会設置に向けた基本的考え方及び 7 項目について合意）
- 22 日～住民説明会開催
- 24 日 合併協議会設置同意書 取り交わし
- 30 日 臨時議会で合併協議会設置議決

#### 合併協議会設置に向けた合意 7 項目のうちの一つとして

- 6 双方に地域自治組織を設け、その制度はそれぞれが選択するものとすること
- ※ 合併特例区（法人格のあるもの）、地域自治区（合併特例法によるもの）、  
地域自治区（地方自治法によるもの） が確認された。

合併協議会では、以下の内容で、平成 17 年 2 月 28 日合併協定が調印された。

#### 6 合併特例区及び地域自治区の取扱い

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 8 第 1 項の規定に基づき、合併の日から 5 年間、合併前の風連町に合併特例区を設置し、同法第 5 条の 10 第 1 項に基づき別紙のとおり規約を定める。
- (2) 地方自治法第 202 条の 4 第 1 項の規定により合併後、合併前の名寄市に地域自治区を設置する。
- (3) 合併特例区設置期間終了後は、合併前の風連町に地域自治区を設置する。

# 「地域自治区」「地域連絡協議会」

## 【設立の経緯】

・合併協定書の中で、地方自治法第20条の4第1項の規定により合併後、合併前の名寄市に地域自治区を設置するとしている。

・合併後の新名寄市総合計画の中でも地域自治区の創設を推進することとしている。

### ・設置の目的

合併により行政区域が広域化することにより、市民ニーズの多様化により煩雑化となるため、地域自治区により住民の意思を反映させる。

市民と行政が連携する協働のまちづくりの推進を行う。

### ・必要性

平成12年の地方分権一括法により、市町村の「自主性」「自立性」が求められ、「自己責任」「自己決定」で市政の運営をしなければならなくなつた。

行政は、「行政でないと出来ない業務」と「地域が担える業務」を明確にし、分掌する。

地域は、これから少子高齢化に伴い地域だけでは出来ないことや広域活動など課題の多様化が予想されることから地域住民同士の連携が必要となる。

**新市の運営については、行政と地域のそれぞれの課題を的確にとらえ  
無駄のない効率的な施策の仕組みづくりとして、小学校単位での「地域  
自治区」設置する。**

## 【経過】

H19.1.23 町内会長研修会で説明

H19.6~9月 町内会役員に説明(41町内会、528名)

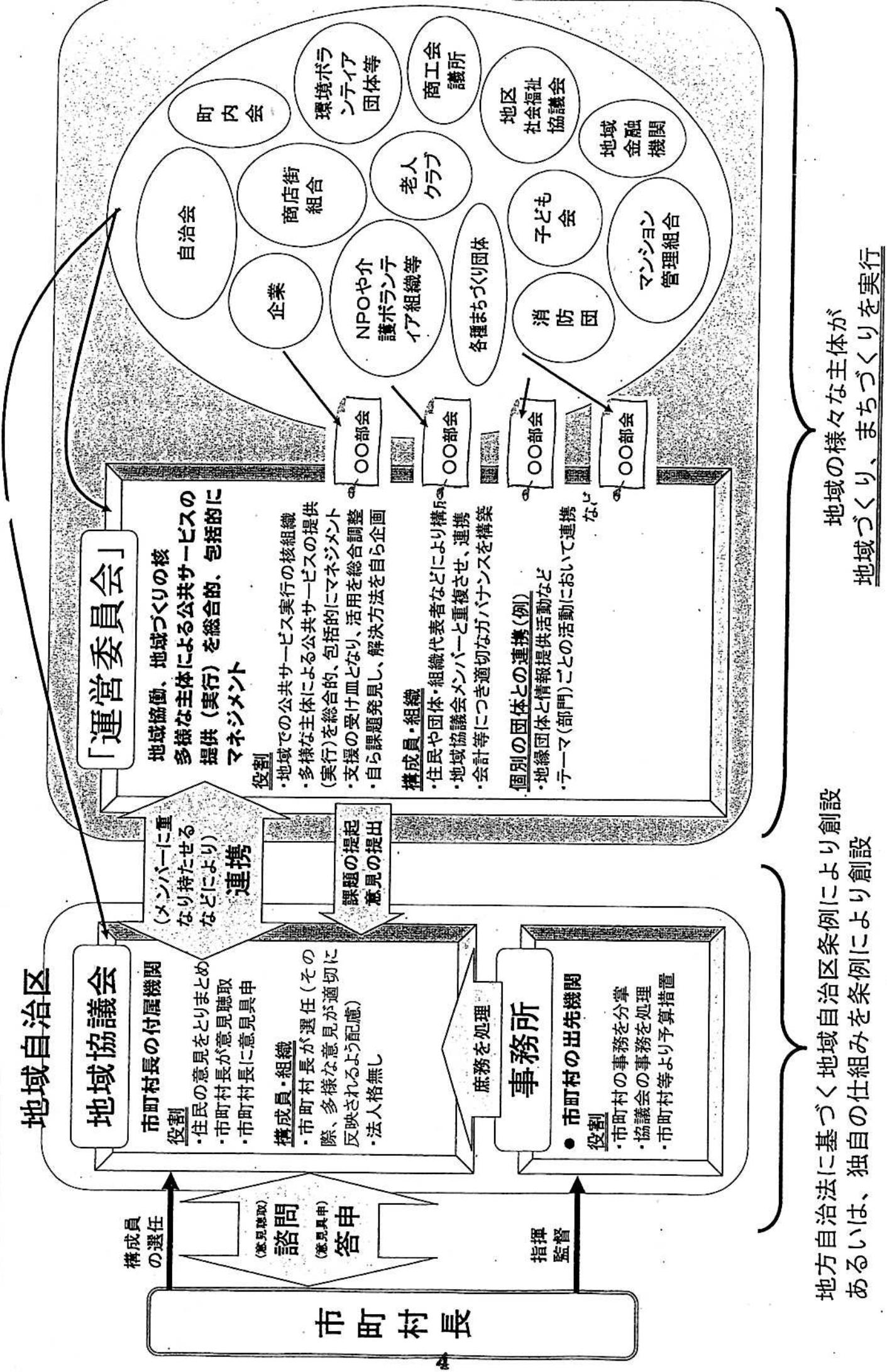
H19.10 町内会活動している市職員に説明

H19.11~12月 まちづくり懇話会(学校区毎)

組織の制度面からの比較(風連地区と名寄地区)

区分	合併特例区	地域自治区(一般制度)	名寄市地域連絡協議会
根拠法	合併特例法 旧合併特例法 第5条の10第1項	地方自治法第202条の4	任意
法人格	あり(特別地方公共団体)	なし	なし
設置期間	5年以内	期限なし	期限なし
組織	合併特例区の長 合併特例区協議会	事務所の長 地域審議会	地域連絡協議会構成員互選
組織の長の専任方法	市長が選任(任期2年) (副市长と兼任可、特別職)	事務吏員	地域連絡協議会構成員互選
地域協議会の構成員の専任方法	市長が規約で定める方法に より選任(任期2年)	市長が区域内から選任 (任期4年以内)	区域内選出
構成員への報酬等	報酬を支給しないことが 可能	報酬を支給しないことが 可能	無報酬
機能	・旧市町において処理されていた 事務であつて一定期間合併特 例区で処理することがその事 務の効果的な処理に資するもの ・その他に合併特例区が処理 することが特に必要な事務 ・合併特例区規則の制定が可能	・市の事務区分を分掌 ・住民の意向を反映させる機能 ・住民等と行政が協働して 担う地域づくりの場としての機能	・住民の意向を反映させる機能 ・住民間、住民と行政が協働して 担う地域づくりの場としての機能
地域協議会等の機能	・重要事項の実施についての 意見の開陳 ・諮問・意見の開陳 ・予算の審議	・重要事項の実施についての 意見の開陳 ・諮問・意見の開陳	・重要事項の実施についての 意見の開陳 ・諮問・意見の開陳
財源	・移転財源 ・課税権と地方債の発行権限なし	・移転財源	・市補助金
事務局の職員	市の職員から新市の長の同意を得て 合併特例区の長が命ずる。	市職員	協議会内で担当 (当面、企画課支援)
事務所	あり	あり	なし(根拠施設検討)
住居表示	□□市○○区… (設置期間が終了した場合、区は削除) *○○区は合併特例区の名称で 旧町名等でも可		

## ◎ 「運営委員会」と地域自治区（イメージ）



だれでもが声を掛け合えるまちづくり  
**地域連絡協議会**

○ 地域の現状と課題

地域においては、高齢化、少子化の影響で核家族化も一段と進み、住民は個人としての意識が強くなり、住民同士のつながりが薄くなってきています。

その一方で、地域では防犯や防災、高齢者支援など広範囲で取り組むほうが効果的な課題が生じてきています。

○ 豊かな地域づくりをめざして

こうした地域課題に対応するためには、住民が知恵を出し合い、地域の自治の力をフルに活かしながら、地域状況に対応していくかなくてはなりません。住民の合意や共通理解の下で多くの住民協力を得るためにには、ある程度の大きさの単位の住民組織が必要になります。住民自らが主体的になって地域のこと話し合い、決定し、住民と行政が協働して地域を支えていく仕組みづくりが必要となっています。

現在も、地域には町内会をはじめとして、様々な組織が活動を行っていますが、これから団塊の世代が退職を迎え、地域に戻ってきます。名寄市が目標としている「協働のまちづくり」や「安全安心のまちづくり」を実現するため、町内会や地域の人々が連携・協力して、新しい住民組織（地域連絡協議会～仮称）が広い区域で活動をおこなうことで子どもの安全や防災活動などの事業効果が得られと考えます。

○ 地域連絡協議会 とは

市内の小学校区を基本に校区エリアの町内会が中心となって組織され、①子どもの安全や防災訓練など、町内会の枠をこえた活動をおこなう ②地域課題を協議・検討してまちづくりを推進する組織です。

○ 地域連絡協議会 の機能

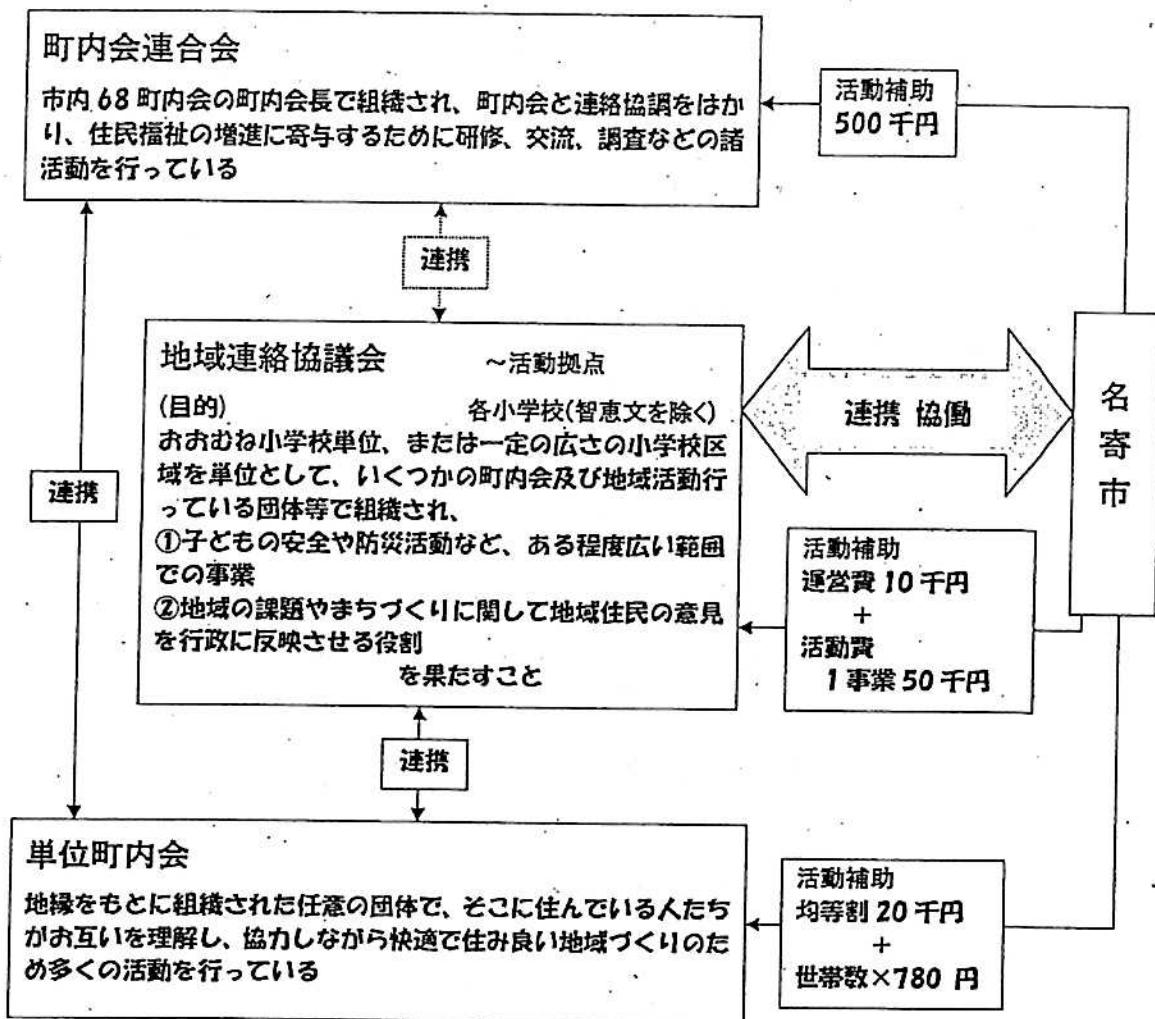
1. 小学校区内の生活充実のための活動

- (例)   ・ 地域安全（交通・防犯など）  
      ・ 地域防災  
      ・ 地域環境美化  
      ・ 三世代交流  
      ・ 地域福祉ネットワーク

2. 小学校区内におけるまちづくりの推進

- ・ 小学校区内における諸問題の把握、課題解決策の検討  
・ 市への意見・提案・協力・参加

町内会連合会・単位町内会と地域連絡協議会との関係（イメージ）



○ 地域連絡協議会への支援

「協働のまちづくり」や「安全安心のまちづくり」を実現するため、地域連絡協議会に対して活動補助金を助成します。活動補助金は、地域の特色を生かした弾力的な運用が可能な「運営費」と、防犯・防災など使途を特化した「活動費」との二段構えとなっており、各校区において、創意工夫し、よりよい地域づくりに活用していただくものです。尚、地域での実行委員会方式の活動（まちづくり講演会、健康まつりなど）については従来の方式で助成をおこないます。

<例えば>

東小学校地域連絡協議会が「地域防災」と「地域安全（110番の家、声かけ運動等）」活動を実施した場合

$$\text{運営費 } 10,000 \text{ 円} + \text{地域防災 } 50,000 \text{ 円} + \text{地域安全 } 50,000 \text{ 円} = 110,000 \text{ 円}$$

南小学校東地域連絡協議会（国道から東区域を想定）が「地域安全（声かけ運動）」活動を実施した場合

$$\text{運営費 } 10,000 \text{ 円} + \text{地域安全 } 50,000 \text{ 円} = 60,000 \text{ 円}$$